

用語の定義

(1) 同居者

同居者には次のものは含まない。

- ① 長期（概ね3か月以上）にわたって不在にしている者
 - ② 現在不在で不在期間が長期にわたることがわかっている者
- ただし、①、②の者で途中定期的に帰宅する者は同居者としている。

(2) 同居者の構成

父母と同居

- 父母又は父母ときょうだいのみ
 - 父母のみ＝調査対象児＋父＋母
 - 父母ときょうだいのみ＝調査対象児＋父＋母＋兄弟姉妹
- 父母と祖父母
 - 父母と母方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋母方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
 - 父母と父方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋父方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
 - 父母と両方の祖父母＝調査対象児＋父＋母＋母方及び父方の祖父母（＋兄弟姉妹）（＋その他の同居者）
- 父母とその他＝調査対象児＋父＋母＋その他の同居者（＋兄弟姉妹）

父又は母と同居

- 母のみ又は母ときょうだいのみ＝調査対象児＋母（＋兄弟姉妹）
- 母と祖父母等＝調査対象児＋母＋祖父母又はその他の同居者、又は両方（＋兄弟姉妹）
- 父のみ又は父ときょうだいのみ＝調査対象児＋父（＋兄弟姉妹）
- 父と祖父母等＝調査対象児＋父＋祖父母又はその他の同居者、又は両方（＋兄弟姉妹）

その他＝父とも母とも同居していない場合

(3) きょうだい数

調査対象児と同居している兄弟姉妹を合わせた数

調査対象児のみできょうだいがいない場合、1人としている。

調査対象児が双子の場合、他にきょうだいがいなければきょうだい数2人、三つ子の場合きょうだい数3人としている（調査対象に四つ子以上はいなかった。）。

(4) 就業状況

「有職」

勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、自営業・家業、内職、その他を合わせたもの
育児休業中等の休業を含む。

「勤め（常勤）」

事業所の所定労働時間を通じて勤務する者

「勤め（パート・アルバイト）」

同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者

「無職」

家事（専業）、無職、学生を合わせたもの

(5) 仕事と家庭の両立支援制度

「育児休業制度」

子の1歳の誕生日の前日まで、原則1回に限り、育児のために休業することができる制度

「短時間勤務制度」

3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば1日の所定労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間）とする措置を含むものとする制度

「在宅勤務制度」

労働時間の全部または一部について、自宅で情報通信機器を用いて行うことができる制度

「深夜業の免除」

小学校就学前までの子を養育する労働者を深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはならない制度

「時間外労働の制限または免除する制度」

小学校就学前までの子を養育する労働者に、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはいけない制度及び、3歳未満の子を養育する労働者に所定労働時間を超えて労働させてはならない制度

「フレックスタイム制度」

1日の労働時間の長さを固定的に定めず、1か月以内の一定の期間の総労働時間を定めておき、労働者はその総労働時間の範囲で各労働日の労働時間を自分で決定し働く制度

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」

就業規則に定められた始業及び終業の時刻を変更できる

「事業所内（企業内）保育施設」

小学校就学前までの子を養育する労働者のために、事業主が設置・運営する保育施設を利用することができる

「再雇用制度」

妊娠、出産もしくは育児を理由として退職した労働者に対して、必要に応じ、退職の際に、将来その就業が可能になったときに、退職前の事業主に再び雇用されることを希望する申出をしていた者に対して、特別の配慮をする制度

「子の看護休暇」

小学校就学前までの子を養育する労働者が、事業主に申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のためや、子に予防接種または健康診断を受けさせるために1日単位で休暇を取得することができる制度